プロジェクト項目　IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発　目的

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準における**目的**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点に関連する論点として、第 10 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 3 月 16 日開催）において、「一般目的財務報告及びその主要な利用者」について、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月にこれらの基準が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 26 項及び第 27 項参照）。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のようにする。

(1) 用語の定義を次のように定める。

① 「サステナビリティ開示」とは、報告企業の短期、中期又は長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報を提供する一般目的財務報告書の特定の様式をいう。この情報には、当該リスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理、並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。

② 「一般目的財務報告書」とは、主要な利用者が企業にリソースを提供するかどうかに関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提

供する報告書をいう。一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ開示が含まれるが、これらに限定されない。

③ 「一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）」とは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者をいう。

(2) 日本版 S1 基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することを目的とする。

(3) 「サステナビリティ」の定義は定めない。

日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のようにする。

(4) 日本版 S2 基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することを目的とする。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号付録 A では、基準の目的に関連する用語として、「サステナビリティ関連財務開示」、「一般目的財務報告書」及び「一般目的財務報告書の主要な利用者」について、次のように定めている（和訳は事務局による仮訳。以下同じ）。

sustainability-related financial disclosures

A particular form of general purpose financial reports that provide information about the reporting entity's sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity's cash flows, its access to finance or cost of capital over the short, medium or long term, including information about the entity's governance, strategy and risk management in relation to those risks and opportunities, and related metrics and targets.

サステナビリティ関連財務開示

短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることがと合理的に見込まれる、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報（それらのリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理、並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）を提供する一般目的財務報告書の特定の一形式。

general purpose financial reports

Reports that provide financial information about a reporting entity that is useful to primary users in making decisions relating to providing resources to the entity. Those decisions involve decisions about:

(a) buying, selling or holding equity and debt instruments;

(b) providing or selling loans and other forms of credit; or

(c) exercising rights to vote on, or otherwise influence, the entity's management's actions that affect the use of the entity's economic resources.

General purpose financial reports include—but are not restricted to—an entity's general purpose financial statements and sustainability-related financial disclosures.

一般目的財務報告書

主要な利用者が企業にリソースを提供するかどうかに関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書。それらの意思決定には、次のいずれかに関する意思決定を伴う。

(a) 資本性金融商品及び負債性金融商品の購入、売却又は継続保有

(b) 貸付金及び他の形態による信用の供与又は決済

(c) 企業の経済的資源の利用に影響を与える当該企業の経営者の行動に対して投票を行うか又は他の方法で影響を与える権利の行使

一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示が含まれるが、これらに限定されない。

primary user of general purpose financial reports (primary users)

Existing and potential investors, lenders and other creditors.

一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）

現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者

5. IFRS S1 号では、基準の目的を次のように定めている。

1 The objective of IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information is to require an entity to disclose information about its sustainability-related risks and opportunities that is useful to primary users of general purpose financial reports in making decisions relating to providing resources to the entity.

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することにある。

6. IFRS S2 号では、次のように IFRS S1 号の目的と整合的に基準の目的を定めている。

1 The objective of IFRS S2 Climate-related Disclosure is to require an entity to disclose information about its sustainability-related risks and opportunities that is useful to primary users of general purpose financial reports in making decisions relating to providing resources to the entity.

IFRS S2 号「気候関連開示」の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することにある。

これまでの審議の概要

（公開草案に対する当委員会のコメント）

7. 当委員会は、IFRS S1 号の公開草案に示された IFRS S1 号の目的並びに「サステナビリティ関連財務開示」、「一般目的財務報告書」及び「一般目的財務報告書の主要な利用者」の概念又は定義に関連して、「サステナビリティ」という用語が「財務諸表外の」という意味で用いられているのかどうかについて明らかにすべきであるとのコメントを行った。

8. また、IFRS S2 号の公開草案では、複数の目的が示されていたため、IFRS S2 号の目的は IFRS S1 号の目的と整合的に定めるべきとのコメントを行った。

（第 10 回サステナビリティ基準委員会における審議）

9. 第 10 回サステナビリティ基準委員会では、本論点に関連するものとして、「一般目的財務報告及びその主要な利用者」について審議を行った。その際の事務局の提案は、次のとおりである。

   (1) IFRS S1 号における「一般目的財務報告の主要な利用者」に対応する用語として、日本版 S1 基準において「株主及び債権者（将来、株主及び債権者になる可能性がある者を含む。）」を用いる。また、日本版 S1 基準の結論の背景において、IFRS S1 号における「一般目的財務報告の主要な利用者」の概念を受け入れるにあたって、我が国の会社法制度及び金融商品取引法制度で用いられてきた表現とすることを目的としているに過ぎず、IFRS サステナビリティ開示基準と差異を設けることを意図していない旨を明確にする。

   (2) 日本版 S1 基準では「一般目的財務報告」を定義しない。

10. 前項(1)に対しては、次のような意見が聞かれた。

   (1) 一般目的財務報告の主要な利用者について、「株主」という表現を用いることについては、会社法を想起するため違和感がある。金融商品取引法では「投資者の保護」という表現が使われている。「株主」とすることで、異なるメッセージが含まれる可能性を危惧している。「投資家」の範囲を限定的に解釈されないよう、「債権者」は含めるべきであり、「投資家及び債権者」とすることが考えられる。

   (2) 「一般目的財務報告の主要な利用者」は、根幹となる概念であるため、ISSB と異なる表現を用いるのであれば、積極的な理由を備えておくべきではないか。

11. また、前述の第 9 項(2)に対しては、次のような意見が聞かれた。

(1) 「一般目的財務報告」という言葉を定義しないことには反対しないが、利用者像を明確にするためにも一般目的財務報告の目的は基準に記載すべきである。

(2) 一般目的財務報告を定義しないという基本的な方針については理解している。他方、日本版 S1 基準における一般目的財務報告は、「財務報告」だけではなく、「サステナビリティ情報関連の財務開示」も含まれるという点は記載しておくべきではないか。

事務局による分析

(「サステナビリティ」の定義)

12. 「サステナビリティ」の定義に関しては、次のとおり、現時点では「サステナビリティ」の概念について統一された定義は存在しないと考えられる。

(1) 2022 年 6 月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告[1]では、次のように記載されている（下線は事務局による）。

> サステナビリティの概念は、様々な主体において説明が行われている。コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードでは、サステナビリティの概念を、「ESG 要素を含む中長期的な持続可能性」としている。国際的には、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の公開草案「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項案に関する結論の根拠」においては、「サステナビリティの概念は『持続可能な開発』と結び付けられることが多」く、国連環境特別委員会のブルントラント報告書では、「将来の世代が自身のニーズを満たす能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発」と定義されているとしている。また、「サステナビリティ及び持続可能な開発という用語は、社会的コミュニティ及び共同体にわたり幅広く適用され、現在及び将来の世代に適用される。これらの用語は、正義、健康、福祉、維持及び地球の限界の認識に関する環境上の及び社会的な概念もカバーしている」とされている。さらに、欧州委員会の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）案では、環境、社会、従業員の事項、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止の事項、ガバナンスの事項とされている。

(2) 2022 年 12 月に最終化された欧州連合(EU)の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)は、その前文(8)において、「非財務（non-financial）」という用語はあたかも財務上の関連性がないかのような印象があるため不正確であり、多くの組織や実務家は

[1] 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」（令和 4 年 6 月 13 日）p.1（脚注 2）、https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html

「サステナビリティ情報」という用語を使用しているとして、「非財務情報」の代わりに「サステナビリティ情報」という用語を使用するとしている[2]。

(3) 2023 年 5 月に ISSB から公表された情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」では、幅広く定義されたサステナビリティ関連のトピックとして、次のものが挙げられていた。

① 生物多様性、生態系及び自然の損失
② 循環型経済、原材料調達及びバリュー・チェーン
③ サイバーセキュリティ、データ・セキュリティ及び顧客プライバシー
④ 経済的不平等
⑤ ガバナンス
⑥ 人的資本
⑦ 人権
⑧ 水資源及び海洋資源

(4) 2023 年 6 月に確定した IFRS S1 号において、「サステナビリティ」という用語は定義されていない。

13. このような状況において、現時点において「サステナビリティ」の定義を定めることは困難であると考えられる。しかしながら、IFRS S1 号は、次のように、「サステナビリティ」の定義を定めなくてもサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することができるような仕組みとなっていると考えられるため、これらの仕組みを取り入れることによって、日本版 S1 基準においても「サステナビリティ」の定義を定めないことが考えられる。

(1) IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じてのリソース及び関係との間の相互作用から生じるものであることを記述することにより、サステナビリティ関連のリスク及び機会の性質を明らかにしていると考えられる（IFRS S1 号第 2 項）。

(2) IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、どのような情報源のガイダンスを参照するのかを定めることにより、完全に網羅的ではないものの、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を一定程度明らかにしていると考えられる（IFRS S1 号第 54 項及び第 55 項）。

[2] EU 官報（2022 年 12 月 16 日）、https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022L2464

(3) IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に「報告日時点で過大なコスト及び労力をかけずに入手可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を用いなければならないことを定めることにより、完全な網羅性を求めないことを明らかにしていると考えられる（IFRS S1 号 B6 項及び B10 項）。

（「サステナビリティ開示」の定義）

14. サステナビリティ開示は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従い作成した財務情報を報告するための開示を指す用語であり、IFRS S1 号の「サステナビリティ関連財務開示」に相当する。IFRS S1 号では、「短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報（それらのリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理、並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）を提供する一般目的財務報告書の特定の一様式」であると定義されている（IFRS S1 号付録 A）。

15. 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準については、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れることとしている。仮に「サステナビリティ開示」の定義を IFRS サステナビリティ開示基準とは異なるものとした場合、要求することとなる情報が大きく異なる可能性があると考えられる。このため、「サステナビリティ開示」について、IFRS サステナビリティ開示基準の「サステナビリティ関連財務開示」と同じ定義を取り入れることが考えられる。

16. ここで、日本版 S1 基準では、基準を読みやすいものとするため、「サステナビリティ関連財務開示」ではなく、「サステナビリティ開示」とすることが考えられる。この場合、日本版 S1 基準の結論の背景において、「サステナビリティ開示」は、IFRS S1 号の「サステナビリティ関連財務開示」に相当するものであり、財務情報を報告するための開示であることを明示することが考えられる。

（「一般目的財務報告書の主要な利用者」の定義）

17. 「一般目的財務報告書の主要な利用者」の定義について、公開草案から実質的な変更はなされていないと考えられる（別紙 1 参照（HP では非公表））。

18. IFRS S1 号は、この定義は、国際会計基準審議会（IASB）が公表している「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）と整合的に、一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たす情報の開示をもたらすことを意図しているとしている。また、IFRS S1 号は、多くの利用者は、自らに情報を直接入手することを企業に要求する

ことはできず、自らが必要とする情報の多くについて一般目的財務報告書に依拠しなければならないことに留意したとしている（IFRS S1 号 BC2 項）。

19. 第 10 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案（前述の第 9 項(1)参照）について、委員会で聞かれた意見（前述の第 10 項参照）を踏まえ、改めて検討したところ、「株主及び債権者（将来、株主及び債権者になる可能性がある者を含む。）」というのは、主要な利用者の範囲について、我が国の市場関係者になじみのある表現を用いて示したものであり、定義自体は IFRS S1 号を取り入れることができると考えられる。

20. 当委員会が開発するサステナビリティ開示基準については、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れることとしている。仮に想定する主要な利用者を IFRS サステナビリティ開示基準とは異なるものとした場合、要求することとなる情報が大きく異なる可能性があると考えられる。このため、主要な利用者の概念について、IFRS サステナビリティ開示基準と同じ概念を取り入れることが考えられる。

（「一般目的財務報告書」の定義）

21. 「一般目的財務報告書」については、公開草案では「報告」という行為を表す「一般目的財務報告」であったものが、確定された IFRS S1 号では、「報告書」という報告のための媒体を表す用語に修正されている（別紙 1 参照（HP では非公表））。この変更により、単一の文書又は報告パッケージにおいて、サステナビリティ開示と財務諸表をあわせて開示することが明確になったと考えられる。

22. 第 10 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、「一般目的財務報告」の定義は必ずしも明らかではなく、定義せずとも一般目的財務報告の目的は記述できることを根拠としていた。しかしながら、確定した IFRS S1 号において、定義される用語が「一般目的財務報告書」となったことから、IFRS S1 号と整合的に、主要な利用者が企業にリソースを提供するかどうかに関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書をいうものであり、一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ開示が含まれるが、これらに限定されないとして定義することが考えられる。

（IFRS S1 号の目的）

23. IFRS S1 号の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することとされており（IFRS S1 号

第 1 項）、IFRS S1 号の結論の根拠において、「IFRS 会計基準」に従って作成される財務諸表に適用される IASB の「概念フレームワーク」、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の目的（別紙 2 参照）と同様であるとされている（IFRS S1 号 BC7 項）。

24. この目的を日本版 S1 基準に取り入れるにあたり、特段の論点は認識していないため、IFRS S1 号の目的をそのままの形で日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

（IFRS S2 号の目的）

25. IFRS S2 号の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に求めることとされており（IFRS S2 号第 1 項）、IFRS S1 号の目的と整合していると考えられる。このため、当委員会が公開草案に対してコメントした事項（前述の第 8 項参照）には対処されていると考えられることから、確定した IFRS S2 号の目的をそのままの形で日本版 S2 基準に取り入れることが考えられる。

（事務局による提案）

26. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のようにすることが考えられるがどうか。

(1) 用語の定義を次のように定める。

① 「サステナビリティ開示」とは、報告企業の短期、中期又は長期にわたるキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報を提供する一般目的財務報告書の特定の様式をいう。この情報には、当該リスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理、並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。

② 「一般目的財務報告書」とは、主要な利用者が企業にリソースを提供するかどうかに関連する意思決定を行うにあたり有用な、報告企業に関する財務情報を提供する報告書をいう。一般目的財務報告書には、企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ開示が含まれるが、これらに限定されない。

③ 「一般目的財務報告書の主要な利用者（主要な利用者）」とは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者をいう。

(2) 日本版 S1 基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することを目的とする。

(3) 「サステナビリティ」の定義は定めない。

27. 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のようにすることが考えられるがどうか。

(1) 日本版 S2 基準は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業へのリソースの提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを当該企業に要求することを目的とする。

文案

28. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

29. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 本資料の第 26 項及び第 27 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
② 日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上

別紙 2

関連する会計基準等の定め

IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」

「概念フレームワーク」の地位及び目的

SP1.1　「財務報告に関する概念フレームワーク」(「概念フレームワーク」) は、一般目的財務報告の目的及び概念を記述している。「概念フレームワーク」の目的は、次のとおりである。

(a)　国際会計基準審議会（当審議会）が首尾一貫した概念に基づいた IFRS 基準（基準）を開発することを支援する。

(b)　特定の取引又は他の事象に当てはまる基準書がない場合、又は基準書が会計方針の選択を認めている場合に、作成者が首尾一貫した会計方針を策定することを支援する。

(c)　すべての関係者が基準を理解し解釈することを支援する。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」

目　的

1.　本基準書は、企業の過年度財務諸表と他企業の財務諸表の双方との比較可能性を確保するために、一般目的財務諸表の表示の基礎を定めている。本基準書は、財務諸表の表示についての全般的な要求事項、財務諸表の構成についての指針及びその内容についての最小限の要求事項を示している。

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

目　的

1.　本基準書の目的は、会計方針の選択と変更に関する要件、会計方針の変更、会計上の見積りの変更と誤謬の訂正の会計処理及びその開示を定めることである。本基準書は企業の財務諸表の目的適合性と信頼性及び財務諸表の期間比較可能性と他の企業の財務諸表との比較可能性を向上させることを意図したものである。

以　上